

定期預金「健文録」

商品名	健文録（けんぶんろく）
販売対象	個人のお客さま
期間	3ヶ月 ※満期日を指定する方法によることもできます。ただし、指定する満期日は、定められた預入期間の範囲内、預入当日が銀行休業日の場合はその翌日までとなります。 ※「スーパー定期」「スーパー定期300」の場合は預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利継続）の取扱いができます。ただし、継続利率は、当初預入期間に応じた店頭金利となります。
預入 お預入れ方法 お預入れ金額 お預入れ単位	預入原資は、ご退職に伴いお受取となった資金で、お受取後6ヶ月以内のものに限らせていただきます。 一括してお預入れいただけます 100万円以上 1円単位
払戻し方法	満期日以後に一括して払戻しします
利息 適用金利 利払頻度 計算方法 利子課税	<ul style="list-style-type: none"> ・ お預入れ日の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 ・ 満期日以後に支払います。 ・ お預入れ日から満期日の前日までの日数および記載の利率によって1年を365日として日割計算し満期日に支払います。 ・ 分離課税（国税15%、地方税5%）※ ・ マル優のお取扱いができます。 <p>※復興特別所得税が付加されることにより、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。</p>
手数料	——
付加できる特約事項	個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。その際の貸越極度額は預入金額の90%以内で最高500万円となります。なお、貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率です。

商品内容に関するお問い合わせ等につきましては、最寄の営業店へご相談ください。

なお、全国銀行協会の「全国銀行協会相談室」では、銀行に関するさまざまなご相談やご照会、ご意見・苦情を受付けております。また、銀行とのトラブルがなかなか解決しないお客さまは、「あっせん委員会」をご利用いただけます。詳しくは、「全国銀行協会相談室」にお尋ねください。

「全国銀行協会相談室」

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

一般電話から 0570-017109 携帯電話から 03-5252-3772

受付日：月～金曜（祝日および銀行の休業日を除く）受付時間：午前9時～午後5時

<p>中途解約時の取扱い</p> <p>* 期限前解約利息</p> <p>● スーパー定期・スーパー定期 300 の場合 次の (1) および (2) のいずれか低い利率が適用されます。 (1) 解約時における「普通預金」の利率 (2) 預入時期における、中途解約までの預入期間に該当する利率の 90%</p> <p>● 大口定期の場合 次の (1) および (2) の計算式により算出された利率のうち、いずれか低い利率が適用されます。 (小数点第 4 位以下切り捨て)。 (1) 解約時における「普通預金」の利率 (2)</p> $\text{約定利率} - \frac{(\text{店頭表示の利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ <p>(注)「店頭表示の利率」とは、中途解約する当該自由金利型定期預金と同じ満期日の自由金利型定期預金を新たに作成する場合に適用される店頭表示の利率とする。</p>	
<p>その他参考となる資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金利についてはホームページまたは窓口でお問い合わせください。 ・この預金は、預金保険制度の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。 ・預金規定等にもとづき、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、お客さまからのお申し入れにより、お客さまのお借入れと相殺ができません。 ・満期日以降の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。

商品内容に関するお問い合わせ等につきましては、最寄の営業店へご相談ください。

なお、全国銀行協会の「全国銀行協会相談室」では、銀行に関するさまざまなご相談やご照会、ご意見・苦情を受付けております。また、銀行とのトラブルがなかなか解決しないお客さまは、「あっせん委員会」をご利用いただけます。詳しくは、「全国銀行協会相談室」にお尋ねください。

「全国銀行協会相談室」

〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1

一般電話から 0570-017109 携帯電話から 03-5252-3772

受付日：月～金曜（祝日および銀行の休業日を除く）受付時間：午前 9 時～午後 5 時